

南 福 子 第 564 号  
令 和 3 年 6 月 14 日

保護者 各位

南城市福祉事務所  
所長 城間 みゆき  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響による求職活動期間の取扱いについて

平素より本市の保育行政に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、求職活動を事由として認可保育施設を利用する場合、90日以内に就労を開始していただく必要がありますが、今般の新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を考慮し、求職活動期間について下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 対象者

現在入所している児童の保護者で、保育を必要とする事由が求職活動であり、その期間が令和3年6月30日までとなっている方。

2 延長期間

6月30日までの申し出により7月31日まで期間を延長します。

3 手続き方法

「申立書」を子育て支援課までご提出下さい。

※申立書は子育て支援課窓口またはHPにて配布しています。

南城市福祉部子育て支援課  
保育幼稚園係  
TEL 098-917-5343